

「別 記」

令和 7 年村上市告示第33号

村上市豊かなさけの森林づくりクレジット販売要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、村上市が経済産業省、環境省及び農林水産省の定める J-クレジット制度に基づき取得した村上市豊かなさけの森林づくりクレジット（以下「クレジット」という。）をカーボン・オフセットに取り組む事業者及び団体等に販売することについて必要な事項を定めるものとする。

(購入者の募集)

第 2 条 クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、原則としてホームページ等により行うものとする。

(購入申込み等)

第 3 条 クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、クレジット購入申込書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。ただし、次に掲げる事業者及び団体は対象外とする。

- (1) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者及び団体等
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者及び団体等
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とする事業者及び団体等
- (4) 各種法令に違反している事業者及び団体等
- (5) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者及び団体等
- (6) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者及び団体等
- (7) 前各号に定めるもののほか、クレジットの販売先として適切でないと認められる事業者及び団体等

2 前項による申込みがあり、必要と認める場合は、購入希望者からクレジット使用に関する資料の提出を求めることができる。

3 最低販売量は、原則 1 トン（t-CO₂）とし、原則 1 トン（t-CO₂）単位で販売するものとする。

(購入者の決定)

第 4 条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、内容を審査の上、購入者を決定する。

(契約書の作成)

第 5 条 市長は、前条の規定により購入者を決定したときは、契約書を作成し、購入者と取り交すこととする。

(売買代金の納付)

第 6 条 購入者は、クレジットの売買代金を市が指定する期日までに納入通知書により納入するものとする。

(クレジットの移転)

第7条 購入者からの売買代金の納入を確認した後、Ｊークレジット登録簿システムのクレジット口座（以下「クレジット口座」という。）から購入者が指定する保有口座へ移転手続を行うものとする。

2 購入者がクレジット口座を保有しない場合又はクレジット口座を指定しない場合は、市がクレジットの無効化を行う。

（購入後の報告）

第8条 市は、クレジットの購入者に対して、クレジットの使用方法等について、報告を求めることができるものとする。

2 前項の求めを受けた購入者は、購入したクレジットの使用内容について報告するものとする。

（裁判管轄）

第9条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争等が生じた場合、新潟県村上市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

（協議）

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）村上市長

村上市豊かなさけの森林づくりクレジット購入申込書

購 入 希 望 者	事 業 者 名 （又は団体名）	
	代 表 者 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	
	担 当 部 署 担 当 者 名	
購 入 希 望 量	トン [販売単価： 円/t-CO2（税抜）]	
購 入 目 的		
J-クレジット 口座への移転	希望します ・ 希望しません	
村上市公式ホーム ページでの 事業者名の公開	希望します ・ 希望しません	
申 込 適 格	村上市豊かなさけの森林づくりクレジット 販売要領第3条第1項の各号に掲げる事業者及び団体に 該当します ・ 該当しません	
備 考		